

金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会規約

(名称および事務)

第1条 この会は、金目中学校区地域教育力ネットワーク協議会と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、子ども達が地域社会への主体的参加を通し、様々な世代間の交流、生活体験、学習体験を積み重ね、「生きる力」を育むことができるよう、子ども達の教育環境をめざした金目中学校区教育力のネットワーク化に努める。

(活動)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 金目中学校区の各種団体との連絡協議に関する事。
- (2) 青少年が主体的に地域社会に参加できる活動の奨励や広報活動等に関する事。
- (3) その他、この会の目的達成のため必要な活動。

(会の構成と組織)

第4条 この会は、金目中学校区内の社会活動経験者及び別表に掲げる諸団体で構成し、その代表者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、書記1名、会計1名および幹事とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその仕事を代行する。
- (3) 書記は会議の議事録を作成する。
- (4) 会計は経理事務を担当し、会計監査を経て決算報告を行う。
- (5) 役員は分担して会の仕事をを行う。

(役員を選出)

第7条 前役員が推薦委員となり、各団体の役員および役員を経験した者の中から役員候補者を選出。総会において審議し選出する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とし、再選は妨げない。

(顧問、顧問の選出および仕事)

第9条 この会に必要な指導、助言を受けるために顧問を置く。

- (1) 中学校区内の学校長(金目中学校、金目小学校、みずほ小学校)
- (2) 前会長および前副会長
- (3) 役員会で推薦し、会長が委嘱した者。
- (4) 顧問の仕事は役員の仕事に準ずる。

(機関)

第10条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 役員会
- (2) 運営委員会
- (3) 総会

(役員会)

第11条 役員会は第5条の役員をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 運営委員会および総会の機能、運営の統轄を図る。
- (2) 目的達成のため、積極的に地域社会に参加できる活動を奨励し、広報活動を行う。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は役員ならび第4条に掲げる各団体からの代表者をもって構成し、次の事項を行う。

- (1) 各団体との情報交換および本会務の企画、運営について審議し、協力に推進する。

(総会)

第13条 総会は、会長が召集し、運営委員（構成団体会員の代理可）および協議会役員をもって構成その過半数の出席をもって成立する。

議長は出席した運営委員および協議会役員の中より選出する。

1. 総会は次の事項を討議する。

- (1) 役員選出に関する事。
- (2) 事業報告・事業計画案に関する事。
- (3) 会計決算報告・会計予算案に関する事。
- (4) 規約改正に関する事。
- (5) その他、必要事項。

(会計)

第14条 この会の経費は市からの助成金、構成団体からの分担金およびその他の収入をもって充て

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第16条 この会の会計を監査するため、会計監査を置く。但し、運営委員を兼ねることはできない。

(規約の改正)

第17条 この会の規約の改正は、総会または臨時総会において、出席者の過半数の同意を必要とする。

(細則の変更等)

第18条 この会に細則を定め、またはこれを変更するには本規約に抵触しない限り、役員会においてすることができる。

付則

この規約は平成21年5月9日から施行する。

この規約は平成26年4月8日一部改正、平成26年5月11日から施行する。

この規約は令和5年5月13日から施行する。

「別表」

第4条にいう諸団体等および代表者数は次のとおりとする。

団体名	代表者数
金目地区各自治会	14
金目公民館	1
金目地区社会福祉協議会	1
金目地区民生委員児童委員協議会	2
金目地区青少年指導員協議会	1
みずほ地区青少年指導員協議会	1
金目地区体育振興会	1
交通安全協会金目支部	1
交通安全協会みずほ支部	1
学校	
平塚市立金目中学校	1
平塚市立金目小学校	1
平塚市立みずほ小学校	1
P T A	
平塚市立金目中学校	1
平塚市立金目小学校	1
平塚市立みずほ小学校	1